

～不動産に関するルールが大きく変わります～

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます

※令和6年4月より前に相続した不動産も、未登記であれば義務化の対象となります。正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

▼詳細はこちらから

①相続登記について ②帰属制度について



問合せ先等

那覇地方法務局

☎098-854-7950(代表)

※音声ガイダンスが流れますので、「3」→「1」を選択してください



戸籍証明書等の交付について

令和6年3月1日から

令和6年3月1日から本籍地以外(八重瀬町に本籍がない方)でも八重瀬町役場の住民環境課窓口で申請請求することができます。

※コンピュータ化されていない戸籍証明書、郵送や代理人(委任状を持参など)による請求はできません。



詳しい内容は、
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

右の2次元コードからもご覧いただけます。



お問い合わせ | 住民環境課
☎098-998-2443

完全予約制 マイナンバー 夜間・休日窓口 (カード申請・交付)

役場開庁時間にマイナンバーカードの申請や受取りに来られない方は、夜間・休日窓口をご利用ください。夜間・休日窓口は完全予約制ですので、前日までにご予約の上、ご来庁ください。

夜間窓口 17:30～19:30

3/12(火)・3/28(木)・4/25(木)

休日窓口 9:00～11:30

3/9(土)・3/10(日)・4/7(日)・4/20(土)



八重瀬町
ホームページ▶



※日程を変更する場合があります。詳細は電話や町ホームページでご確認ください。

予約 ▶ 前日までにお電話等にて。

窓口 ▶ 住民環境課(役場本庁舎1階)

お問い合わせ | 住民環境課 (マイナンバーカード担当) | ☎ 098-998-2443

令和6年度 交通災害共済ご加入のお願い

こんな事故が対象となります

事故には、くれぐれも注意しましょう。



※加入者が交通事故で負傷(ケガ)して治療を受けた場合、請求により見舞金を支給します。

沖縄県町村交通災害共済組合では住民に対する交通災害共済事業を行っております。

本共済は加入者1人につき年500円で毎年4月1日～翌年3月31日まで加入することができ、加入者が共済期間中に交通事故によりケガを負い医療機関に入院した場合、治療実数に応じて見舞金が支給されます。

八重瀬町に住民登録をしている方なら年齢に関係なく誰でも加入できますので、ぜひ家族揃ってご加入ください。細かい内容や加入手続きについては、八重瀬町役場総務課までお問い合わせください。

また、申込窓口は令和6年3月31日までは各自治会、令和6年4月1日以降は八重瀬町役場総務課となります。

お問い合わせ | 八重瀬町役場総務課 (交通安全担当) | TEL:098-998-2200

編集後記
初開催のミニデイサービス大交流会。社協の職員さんが進行を務め、会場は笑い声が絶えず大盛り上がり。私自身楽しい老後生活を思い浮かべました。会の合間に、表彰者の嘉数幸さんが独唱し、場を和ませてくれました。
高江洲

役場の窓口業務時間
平日 8時30分～12時・13時～17時15分
※住民票や所得証明書などの証明書発行のみ12時～13時も行っています。

粗大ごみの回収受付はシルバー人材センターへ

- ✓ 回収日は**火曜日・金曜日**です。
- ✓ **事前に電話予約**が必要です。

お問い合わせ先

八重瀬町シルバー人材センター
☎098-998-4677
受付時間/9時～17時(12時～13時を除く)

広告欄

おかげ様で創業31年 不動産の無料査定実施中!
求む物件!賃貸から売買まで!
不動産売却をお考えの方をご紹介ください。
最大 **10万円** 進呈致します。
(弊社でご成約の場合に限ります)
こんな方は是非ご相談ください。
■早急に売りたい・貸したい ■売却するか貸すか悩んでいる
■相続財産について悩んでいる ■差押え競売前に相談したい
売土地 広さや地目、現況は問いません。(西条付・更地・平地・田畑など)
売家 どのような家でもご相談ください。(広さ・築年数・平屋造り・2階建て・店舗付など)
売マンション 何階建ての何階部分、占有面積、築年数、立地など、関係なくご相談ください。
貸家 転動中の間でもお貸しすることができますので、ご相談ください。
株式会社 東洋ハウジング
イオンタウンとよみ近く 営業時間 9:00～17:00
〒901-0205 豊見城市字根差部587 土 日 祝 10:00～17:00 TEL.(098)850-4722

無料法律相談
不動産の登記 ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更 ●抵当権の設定や抹消
会社の登記 ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き ●定款変更
裁判事務 ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成
債務整理 ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き ●過払い金の回収
さくがわ司法書士事務所
〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831
業務時間
平日：9:00～18:00
休日：土、日、祝日
※事前にご予約いただければ、平日 18:00 以降のご相談も受け付けております。